

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第35回）

### 議事録

日 時 令和2年12月3日（木）10:00～12:00

場 所 名古屋市公館 レセプションホール

#### 出席者 構成員

丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

#### オブザーバー

山下信一郎	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
洲崎 和宏	愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

#### 事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室

株式会社竹中工務店  
株式会社安井建築設計事務所

議 題 (1) 西之丸展示収蔵施設の外構整備について  
(2) 名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について  
(3) 令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について

報 告 (1) き損地点等の追加調査について  
(2) 木造天守基礎構造検討の考え方について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第35回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>本日、瀬口座長は体調不良ということで、急遽ご欠席のご連絡がありました。今回の会議については、副座長の丸山様のもとで始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。定刻を過ぎていますが、第35回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、名古屋城総合事務所保存整備室室長鈴木です。よろしくお願いいたします。</p> <p>2 あいさつ</p> <p>名古屋城総合事務所所長の佐治です。本日はご多忙の中、第35回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症で、流行第3波に関する報道が日増しに多くなってきています。本日、全体整備検討会議を開催できたことを、まずは関係の皆様へ深く御礼申し上げます。検温、アルコール消毒等による感染防止、拡大防止対策を徹底しながら進めていきます。ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日議題とするのは、展示収蔵施設の外構工事についてのほか、2点です。中止していましたが展示収蔵施設の今後の外構整備について、付議させていただきますので、ご意見等いただければと思います。そのほか、名勝区域の拡大に伴い、新たに整備している二之丸庭園の整備計画や、次年度の調査予定等についてお諮りするほか、き損地点の追加調査等についてご報告いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは限られた時間ではありますが、忌憚ないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>ただいまから議事に入りますので、写真、ビデオの撮影については、これまでとさせていただきます。移動などをお願いします。</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿、各1枚。座席表1枚。会議資料が、右肩に資料番号を表示していますが、1から4まで各1部配布しています。具体的な枚数については、資料1はA3が2枚に、A4が1枚。資料2については、A3で2枚。資料3については、A3で6枚の構成ですが、3-5のみA4です。資料4については、最初にA3が2枚、その後にA4が7枚という構成になっています。落ちがありましたら、事務局へお申し出ください。よろしいですか。</p> <p>それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。ここからの進行は、副座長にお願いいたします。丸山副座長、よろしくお願いいたします。</p>
-----	--

	5 議事  (1) 西之丸展示収蔵施設の外構整備について
丸山副座長	<p>瀬口座長がおられないということで、進行役をさせていただきます。早速ですが、資料について事務局よりご説明をいただいてから、構成員の皆さんに意見を伺いたいと思います。</p> <p>議題の(1)西之丸展示収蔵施設の外構整備について、説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>議事の(1)西之丸展示収蔵施設の外構整備について、資料の説明をいたします。資料1-1をご覧ください。整備方針区分図として、西之丸の整備区域における整備方針を色分けして、お示ししました。各区域の整備方針については、右下の凡例にお示ししています。①の区域は、桃色で着色した区域です。こちらについては、一番、二番、五番、六番、4つの蔵の蔵跡について、具体的な位置や規模が体感していただけるよう、遺構調査のうえ平面表示を行う方針です。②の緑色の着色区域については、江戸後期にこの米蔵がどんな雰囲気であったかを、お客様にイメージしていただけるよう絵図などを参考に、芝、園路、水路について修景していきます。③の青色で着色した区域は、お客様が歩きやすい通路の確保や、建物関係のバックヤードの車路などを整備する方針です。黄色で着色した区域については、梅林など市民の方々に長年親しまれていただいている既存の公園植栽です。一部の支障木を除いて、このまま残置いたします。灰色の区域については、今回展示収蔵施設を設置した区域となっています。</p> <p>続いて資料1-2をご覧ください。整備計画図として、今回お諮りする整備範囲をお示ししました。今回の整備については、展示収蔵施設の供用を開始し、展示機能、収蔵機能について発揮するため、設えを整えるために実施するものです。着色部について整備を行いたいと思っています。主な工事内容を挙げますと、まずは建物のまわり。建物の入り口まわり、内堀の横の園路。この2つについては、他の園路に合わせて茶色系の脱色アスファルト舗装の施工を考えています。建物西側のバックヤード通路については、一般の車道にあるような黒いアスファルト舗装を実施する計画です。また、西側のバックヤードへお客様が侵入することを防ぐことと、西側にある会議室などの事務施設を目隠しすることを目的として、木製のルーバーフェンスを設置したいと考えています。このフェンスについては、絵図には記載がないので、デザインについて木製のルーバーということで、現代風のデザインを採り入れます。色についても他の建物の腰壁などの色と変えていくことで、そこに実際にこのような塀があったという誤解を生じさせないように配慮して、行っていきたいと考えています。イメージとしては、建物内の舗装をイメージして作っています。芝の部分については、今年度は対象外ということで、来期改めてお諮りしたいと考えています。</p> <p>資料1-2をご覧ください。着色部の整備を行った後に、建物にお客様をご案内したいと考えています。その際に、青い点線で囲った区域については、一番蔵と二番蔵の間を通る通路となっています。こちら</p>

	<p>の調査については、来年度の前半に実施した後で、全体整備検討会議でご意見をいただきながら、整備を進めたいと考えています。今回は、撤去していない旧来の舗装、写真でお見せすると、このあたりまでは旧来の舗装がまだ残っています。この舗装を再利用するかたちで、一部接続部のみ仮舗装というかたちで薄く舗装をかけ、お客様の暫定の通路としたいと考えています。イメージの絵を作りました。建物があり、建物の前に脱色アスファルトを整備します。一番蔵、二番蔵のほうから既設舗装がここまで残っています。この最後の10m分くらいについて、仮舗装をお願いしたいと考えています。</p> <p>作業については、原則として掘削をせず、盛土による計画とします。他の部分について、作業の留意点ということで、資料1-2に挙げています。資料の説明は以上です。ご審議、よろしく申し上げます。</p>
丸山副座長	ご質問、ご意見等がありましたら、よろしく申し上げます。
赤羽構成員	資料の提示の仕方ですけれども、図面だけで説明というのは、なかなか理解しづらいところがあるんですよね。今日後で、二之丸庭園の素晴らしい理念から、方針からきちんと書かれているわけですから。この西之丸の整備の仕方についても、理念的なこと、あるいは方針など、さらにはスケジュール。どこを先にやるのか、話を聞いただけでは、なかなか理解できないですよね。スケジュールなどそういうことを、きちんと文章や表で紹介していただくことを心掛けていただきたいと思います。お願いします。
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。資料の構成が、少し不手際があり、大変申し訳ありませんでした。今後、説明する際には、十分気をつけたいと思います。今ありましたスケジュールについては、改めて、今私どもが想定しているスケジュールについてお話しますと、基本的には資料1-1でお示しした整備全体については、来年度しっかり調査を行い、蔵跡の位置や規模を調べた後に計画を立て、進めていきたいと考えています。</p> <p>本日お諮りしているのは、建物を実際に稼働させるために、最低限の部分についてお願いしたいということで、今回お示しました。文章になっていないのは、大変申し訳ありませんが、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
赤羽構成員	展示収蔵施設の供用は、いつになるのですか。いつを想定されているのですか。
事務局	今回の工事を、施工が完了した後、来年の春から、遅くとも初夏、夏の前半くらいで建物を共用したいと計画しています。
赤羽構成員	繰り返して申し訳ないですが、区分図の中で、令和2年の段階で施工するのは青色のところと、グリーンの芝を張るところですか。
事務局	今回工事をするところは、2枚目のオレンジ色に着色したところです。主には、建物の出入口であったり、搬入用の入口、トラックヤ-

	ドの出入口などがあり、こちらにアクセスする部分を最低限整備したいと考えています。
丸山副座長	スケジュールがはっきりしなかったので、今回はそういうところも書いていただければと思います。
高瀬構成員	二番御蔵が、鍵のように折れているのが、うまく見学に来られた方が理解できるかどうかを、心配しているんですけども。ネームプレートを、遺構の、二番御蔵跡というプレートを埋め込むと思うんですけども。それをL型に折れたほうと、2か所くらい最低限やったほうがいい。他の御蔵についても、結構長さが長いので、プレートを埋め込むのは、2か所くらいずつ考えられたほうがいいのかと思います。
事務局	ご指摘ありがとうございます。来年度検討していく中で、今お話をされたようなプレートによる表示ということも、しっかり考えていきたいと思っています。今回、特に二番蔵のL型の御蔵については、一番蔵側、東側は、他の蔵と同じような平面表示を考えています。南側の鍵の手の下のほうについては、舗装に着色をするという、ちょっと違う形態で計画しています。境界の部分で勘違いを生じないように。蔵は、斜めのラインで蔵があるわけではないので。そういった勘違いを生じさせないように、今お話されたように表示を適切に行うことを含めて、今後、考えていきます
丸山副座長	蔵跡の表示は、もう少しいろいろ議論しながら決めていく方向でいいと思います。言われたプレートにするのか、そういうことも含めて、整備方法を決めていただきたいと思います。 ほかは、いかがですか。
三浦構成員	今回は一番御蔵と二番御蔵の間のところから、斜めにいく園路については、仮舗装で、仮整備なので。それについては、問題はないです。資料1-1は、だいたい最終的なイメージが描いてありますね。そうすると一番御蔵と二番御蔵の間には、裏口の御門があったはずですが。それは平面表示する気はないですか？本来、蔵構え、一つに区画されていたんです。入口の門表示は必要で、平面表示するのか、プレート等を設置するだけになるかもしれませんが。それは必要だと思いますから。今後計画される時に、忘れないように、覚えておいていただきたいと思います。 もう一つは、資料1-1の凡例の緑色の部分です。絵図を参考にと書いてあります。絵図を参考にすると、今お話した一番御蔵と二番御蔵の間から斜めにくる道は、微妙に位置と幅がずれている。幅がこんなに太くないですね。金城温古録等に描いてあるのは。そうすると参考に、というのは、おぼろげの位置を参考にするのか。それとも、かつての絵図に描いてあるように、復元的に整備するのか。どちらのほうになるのか、教えていただきたいです。
事務局	2点について、お答えします。まず、一番蔵と二番蔵の間にあった御門については、先生が言われるように、金城温古録などの絵図に記載

	<p>があります。こちらを参考にして、来年の整備計画の際には、忘れずに検討したいと考えています。</p> <p>水路を含め、この通路のかたちですが、今先生がお話された2つの考え方の中では、どちらかというと前者の考え方というか。絵図の雰囲気を出していきたいと考えています。</p>
三浦構成員	幅と位置は、現実では追求しないということですか。
事務局	そのとおりというところがあります。水路の幅については、具体的な幅の記載が絵図にあります。水路幅は合わせていきたいと思いますが、位置については、若干違うところもあるかと思います。
三浦構成員	最終的な整備の園路の幅や位置について、今日決める必要ないので。決める前に、この委員会にちゃんと諮るようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	はい。承知しました。
丸山副座長	<p>今回はどちらかと言えば、資料1-2の舗装ですね。それ以外の②③④というのは、来年度以降検討いただくということで。三浦委員が言われたように、ここの委員会か、あるいは部会で検討したものをやってもらうという方向でやってもらえればいいと思います。</p> <p>他はどうですか。ありますか。</p>
事務局	一つ補足させてください。先ほど、展示収蔵施設の供用を、春頃予定しているとお答えしました。正式なオープンは、改めて協議させていただこうと思っています。春に、名古屋城で春祭りというのがあります。できれば、コロナで来館者が減っているということもあり、お客様が利用するというのも含めて、そこでプレオープンを一度させていただきたいということがあります。そこに間に合うかたちで、暫定的な、必用最低限の整備をさせていただくという趣旨です。
丸山副座長	展示物の搬入とかあるので。重要な課題ですけども。慎重に扱っていただかなければいけないところです。そのへんをよろしくお願いします。
藤井構成員	専門ではありませんけども。今の展示場の、どう言ったらいいのかな。まん中の道を右側に行って、その次に左に曲がりますよね。そこ、その部分ですけども。狭くはありませんか。東西に通っている大きな道に対して、建物に入るために、そこを左折して入るという。何か、園路の造り方としては、無理があるのではないですか。そんなことはないですか。ちょっと気になりました。
丸山副座長	入口はここなので、ここは通らないですけども。
藤井構成員	通らないんですか。

丸山副座長	こちらからのがあって、こう入りますので。
藤井構成員	そこが入口。そうですか。裏は搬入部ですか。
事務局	こちらが、お客様のメインの入口です。このスペースは、ここにトイレがあり、お客様が使うトイレの出入口があります。もう一つは、管理用の職員の出入口です。2つの出入口があります。若干ほかのところより狭い状態になっています。先ほどの話とも関わってきますが、来年度以降、もう少し広げる予定をしています。今この幅は、暫定的に少し狭くとしています。
藤井構成員	でも水路、本来図面通りやれば広げる方法はないんじゃないんですか。
事務局	蔵跡の位置で、ラインは変わってくるんですけども。一番御蔵の西端のライン、五番蔵の西端のライン。このあたりが発掘調査で決まってくないと、水路の位置が決まってくないと、考えています。そうすると、この園路の位置がずれると。そういうことなんです。とは言え、お客様がトイレに入れないというのはまずいので、最低限の幅でここは整備したいと考えています。この蔵の位置が決まったところで、水路の位置も含めて、五番蔵の位置に合わせて水路を設定したうえで、残りの舗装を、お客様が使いやすい幅となるように設定したいと考えています。
丸山副座長	来年度以降になりますけども、ここは芝生ですよ。芝生で、園路でずっと入ってきて、かなりこういうふうに入ると、必ずショートカットする人がいる気がしたんですけど。そのあたりは、どう対応するかというのは、今日でなくていいので、次回以降で考えてもらってもいいですか。
事務局	この区域については、天然記念物のカヤがありますので、お客様があまりカヤに近づくこともまずいと思います。来年度の話にはなってきますが、このあたりを、お客様が誤って侵入しないような設えを考えています。
丸山副座長	そこのデザインが、平面表示では、確かにそうなんですけど。実際、ここを芝生にすると、必ず入る人がいると思うので。カヤとか、そういうのもどうするかというのを考えてもらいたいと思います。 いろいろ意見が出ましたけども、それについては次回また、説明していただきたいと思います。今回の手続きについては、仮舗装ということもありますし。手続きを進めていってもらえればいかなと思います。それでは、手続きのほうをお願いします。 続いて、議題の(2)名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について、事務局より説明をよろしくをお願いします。
	(2)名勝名古屋城二之丸庭園整備計画について

事務局	<p>議題の(2)二之丸庭園整備計画案について説明します。資料2になります。二之丸庭園整備計画は、昨年度から庭園部会にお諮りしながら、検討を進めてきました。年度末の計画、公表を目指して検討していますので、その状況をご報告します。</p> <p>資料2-1をご覧ください。こちらの会議の構成員、オブザーバーの皆様には、未定稿の段階ですが、計画の概要をあわせてご覧いただけるように、机上に計画を置かせていただいています。あわせてご覧ください。</p> <p>それでは1番、計画の位置付けです。名古屋城二之丸庭園は平成25年に、名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書を策定し、これまで保存整備を進めてきました。今回、平成30年2月に、名勝区域が追加指定されたことを受け、庭園全体の一体的かつ計画的な整備を目的とし、新たな整備計画を策定するものです。こちらの策定作業を、今進めています。</p> <p>2番、計画の構成です。第1章、計画策定の経緯と目的から第7章、今後の課題までの章立てで構成しています。それぞれ章の下に、内容を項目としてお示ししています。</p> <p>ページの右側をご覧ください。3番の基本理念については、尾張の庭園文化を象徴する二之丸庭園を、文化・文政期の大名庭園と、明治期の将校集会所前庭などからなる、優れた風致景観の調和がとれた空間として、修復と復元によって回復し、大規模な回遊式庭園を現代に再生し、その庭園文化を体現するものとしています。昭和28年の名勝指定範囲が、北園池と前庭を中心とする範囲でした。その当時には、二之丸御殿の経営に伴って策定されたものと考えており、城郭庭園であって現存するものは甚だ少なく、本庭園のごときは比較的よく保存され、貴重な一資料を提供するものというべきである、として指定されました。平成30年の追加指定時には、昭和28年に豪宕多彩な景勝を維持していた一部の範囲が名勝に指定された、近年の発掘調査などの成果により、文政期の御城御庭絵図などとよく照合する庭園遺構が、両方に遺存していることが明らかになったため、今回、庭園全体の区域を追加指定するものとされました。二之丸庭園は、江戸期から明治期にかけて改修や修理がされています。これらについて、修復と復元によって風景を回復し、尾張の庭園文化に触れていただける場にしていきたいと考えています。</p> <p>こちらの経緯を受け、基本方針としては、地上に遺存する庭園空間の修復。地下に遺存する遺構の保存と潜在化している庭園空間の復元。作庭時期の異なる庭園空間の調和。庭園文化を体現した活用の展開。以上4つの方針を掲げ、それぞれの具体的な内容を事務局案として、本日の資料に記載しています。こちらについては、庭園部会の先生方から、基本理念と基本方針の表現の仕方について、ご意見をいただいている段階です。さらに庭園部会で検討していきたいと考えていますが、大きな方向性としてはこのように考えています。</p> <p>続いて資料2-2をご覧ください。整備計画案の主要整備項目位置図を、A3の平面図にお示しました。この中でも特に主要な整備項目は、まず北御庭の中にある北園池。こちらの池の修復と、水面の復元。北園池の東側に存在していた余芳というお茶屋の移築再建と、周囲の整備。東御庭は、中御庭については、当時の庭園の復元整備。南御庭の地域については、南池の修復整備。江戸時代に庭園として存在してい</p>
-----	---



	<p>た区域の対象部分を囲む土塀の整備復元などを図示しています。図の右側に、ガイダンス施設やトイレ、建造物などについて、それぞれ課題や方針の整理をお示ししています。</p> <p>建造物については、オリジナルの部材が遺る余芳や風信は、整備計画で移築再建を目指すものと、位置づけたいと考えています。史料が数点確認されている多春園は、遺構表示と考えていますが、将来的には復元を視野に入れるものとし、その可能性も含めた周辺の復元整備を進めていきたいと考えています。以下、それぞれの建造物の方針を記載しました。</p> <p>これまで1年半にたり、庭園部会でご助言をいただきながら検討を進めてきました。その中で、主なご意見としては、現在の庭園の保存管理計画書に記載している二之丸庭園の本質的価値は、変えずに踏襲すべきである。江戸時代から明治期にかけて作庭された、重層的なこの空間を一体的な回遊式庭園として、皆さんにご覧いただけるように整備すべきである。発掘調査や文献調査の成果を継承し、整備を進めていく時の実施の設計書に反映していくという手続き、手順を、その計画書の中に示すべき。というご意見をいただきましたので、今回の事務局案の中にも盛り込みました。</p> <p>今後の目途としては、今年度中の策定、公表を目指しています。以上、簡単ですが、整備計画案についてご説明しました。</p>
丸山副座長	ありがとうございます。ご意見、ご質問等、よろしくお願ひします。
高瀬構成員	資料3-6を見るとわかりやすいと思います。この御庭は、御殿に面していますね。御殿に面しているということと、御殿の表示はなかなか難しいようですね。もう一つは、公園整備の伴う園路が設定されているわけで。江戸時代の姿と、明治の将校会館でしたっけ、あの時の姿を中心に整備するっていうんですけども。
丸山副座長	この青色の線は違う。
高瀬構成員	そうですね。ちょっとだけ、御殿は、この平面表示では考えていないんですよ。
丸山副座長	そのへんのところは、事務局、資料3-6は先なんですけども。この表現ですね。これを先に説明してもらえますか。現状と重なり合っているの、誤解を、これが計画と思われるといけないので。
事務局	<p>今先生からご質問いただいたことが。まず二之丸庭園が、二之丸御殿に面している、もともと接して造られているものであること。南側に、公園整備を伴う園路が造られているということで、それらについての関係が、どうなるのか、と言うご質問と受け止めてさせていただきました。</p> <p>資料3-6は、現況図と御城御二之丸図を重ねたものです。先生の言われる通り、こちらの御庭の南、西側には御殿がありましたエリアになります。今回の整備計画については、今、二之丸御殿の跡について</p>

	<p>は、今後愛知県体育館の移転とも絡んでいきますので、二之丸南部の整備検討と合わせて、その時に改めて再検討したいと考えています。今のところは、御殿の遺構表示を、庭園の外郭のみ表示することができないか、ということを考えています。こちらも一度にできるものではありませんので、段階的に整備を進めていく中で、南側の状況が新たな段階を迎えた時に、改めてご相談をさせていただきたいと考えています。</p>
高瀬構成員	<p>わかりました。私の理解がおよんでいないのかもしれませんが。資料3-6の図は、江戸時代の姿と、青で表示されているのは、現在の姿ではなくて、</p>
丸山副座長	<p>現在のものです。</p>
高瀬構成員	<p>青は現況でしょ？ということは、青の現況の園路というのは、ほとんど公園整備時の園路なのでしょ？ 考え方として、江戸の姿と明治の姿を中心にするっていうんですけども、最終的に公園の園路の取り扱いが問題になってくると思います。そのへんのところの考え方が、まったく表現されていないので。そのへんを、どうするのかなって、気になったんですけども。</p>
丸山副座長	<p>私から言ってもいいけど、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>もともと整備を進めていた中で、今ある公園的な整備をされている園路は撤去していきます。そのことは今、こちらには書いていませんので、わかるような表現で、整備計画はまとめていきたいと思っています。</p>
丸山副座長	<p>高瀬委員が言われたのは、公園の園路は、このまま残るわけではない。そういうことだと思うんですけど。</p>
事務局	<p>公園的整備をしている園路については撤去し、江戸時代の飛石や延段の園路に変えていきたいと考えています。</p>
高瀬構成員	<p>考え方は、それでわかりましたけれども。もう一つ、明治の時の姿というのは、どれだけわかって、その範囲と江戸の姿というのは混在するわけですけども。範囲を限って表現できれば、わかりやすいと思いますけど。それが、全体が混ざり合うと、</p>
丸山副座長	<p>ここだけなんですよ。このあたりも、ちょっと説明が足りなかったと思いますけど。前庭って書いてある、前庭ですね、説明を。</p>
事務局	<p>資料2-2の中で、近代前庭と書いてあるエリアがあります。こちらが、今ある前庭の部分が明治期に整備されたものです。こちらを遺しつつ、このエリアについては近代の庭であることを整理して、整備していきたいと考えています。</p>
高瀬構成員	<p>近代の御庭はいいんですけども、将校の集会所は、平面の中で表示</p>

	するのでしょうか。
事務局	こちらについては、非常に議論になっているところです。現在そちらの場所に、二之丸茶亭があります。こちらの茶亭が、いずれ対応年数を迎える段階で、合わせて周りを調査し、そのうえでどのような扱いにするのか検討したいと考えています。
高瀬構成員	はい。わかりました。
赤羽構成員	今のことに関係するんですけども。資料2-1の3の基本理念に、尾張の庭園文化と書いてありますが、よくわかりません。一度、じっくり話を聞きたいなと思います。その次の4の基本方針の中で、3番目に作庭時期の異なる庭園空間の調和と書いてあります。それで今、詳しく出ましたような、近世の庭園と近代の庭園の、時代の相違に固執することなく、近世および近代の仕事を調和させ、一体化した回遊式庭園とする、というふうに書かれています。これは、分けた方がいいと思います。近世と近代の庭園のあり方というのは、区別する。資料2-2を見ていただくと、近代前庭という、二之丸御殿北西跡と書いてありますが、近代の部分については、たまたま他の北の御殿だとか、東の御庭だとか、区別されると、ちょっと南西に偏っていますので。今の茶亭がある横に、二之丸の庭園を鑑賞するうえでの、活用の意味に限られたほうが、いいのではないかと思います。ほかの4つの庭園の整備のことですので。調和とか言わずに、僕らもたまたま茶亭に行ってお茶を飲みながら庭園を眺めるんですけども。そういうエリアとして活用する。活用という側面を重視したほうがいいのではないかと思います。調和という言葉づらで、調和とは何かということは、やめていただきたいです。
丸山副座長	事務局、お願いします。
事務局	<p>ありがとうございます。こちらは、近代の部分は、調和という言葉がそぐわないのでは、と言うご指摘をいただきました。それから、そのエリアを鑑賞するための、活用するためのエリアとして活かしてはどうかという、ご助言をいただきました。</p> <p>こちらについては、名古屋城の保存活用計画の中にも、本質的価値を構成する諸要素として整備した際に、明治期以降さまざまな変化を受けながら現在に至っており、江戸期と明治期の庭園が一体的な調和なす庭園であることが評価されている、というふうに整理されています。御庭の保存管理計画書の中でも、同じように調和した空間として、整理、整備されているということも。これまでそういう位置づけで、こちらの御庭を扱ってきた部分もあります。一つには、お客様に対して、こちらの部分も江戸期のものだ、と誤解を与えるようなことはしたくないので、そういったことはきちんと説明していきたいと思っています。風景として、あるいは鑑賞する際には、一体的に観て回れるような、回遊できるようなことを考えていきたいと思っています。いただいたご意見を頂戴しつつ、そのあたりに誤解を与えるようなことがないように、整備事業にしていきたいと思っています。</p>

丸山副座長	ほかは、どうぞ。
小濱構成員	<p>私もよくわからないのですが。修復するとか、復元するとか、書いてありますが。復元というのは、いつの、どの状態に復元するのか、はっきりしない。今、赤羽先生が言われたように、調和だの、なんだの、ということですけども。もう少し明確に、復元だったら、時代や時期を明確にしてもらったほうがいいのではないかと思います。それが必ずしも、全域で同じ時代でなければいけない、というわけではないですから。例えば、北の御庭は、この時代の庭園を復元します。東の御庭は、この時代と。分けてもいいんですけども。復元という意味で、もう少しきちんと明確にしてもらいたい、というのが私の希望ですね。</p> <p>それと復元というからには、それなりの資料があるのですか。復元といっても、イメージがよくつかめないんですけども。いつも、二之丸庭園は平面図だけが出てきて、等高線だのなんだのって出てきていますけども。どんなイメージなのか。イメージも大事だと思うんですけども。イメージを、庭園復元するというと、樹木とかそういったものの配置も関係すると思いますが。そこらへんは今からですか。資料があるのですか。</p>
事務局	<p>復元は、いつの時代を目指して復元するのか、ということを確認にすべきというご意見をいただきました。それに対しては、全域で同じ時代でなくてもいい、ということをおっしゃいました。そちらの部分を整理して、何かお示しできる形にしたいと思います。</p> <p>復元については資料があるのか、というご指摘をいただきました。まずは発掘調査を行っています。実際に遺構が判明したところについては、発掘調査成果を活かしながら。絵図が二之丸庭園には遺っていますので、御城御庭絵図や、それ以外の絵図、史料などを照らしあわせ、検証のうえで、現実の整備に反映したいと考えています。</p> <p>それらの復元に向けての発掘調査成果と、絵図を検証しながら進めていくという手順についても、整備計画の中で説明することを考えています。整備計画書をまとめる時には、そちらもきちんと説明したいと思っています。</p> <p>御城御庭絵図を表示することはできますか。こちらが御城御庭絵図と言って、蓬左文庫に所蔵されています。文化・文政期の二之丸庭園の姿を描いたものです。かなり詳細な部分まで描かれており、例えば延段、樹木の本数、園路の形状などと、実際に見つかった遺構で、飛石や延段の痕跡、三和土の痕跡と比較しながら整備したいと考えています。</p>
麓構成員	<p>考え方を整理したほうが良いと思います。本来であれば、二之丸御殿と庭園というのは、両方一体として考えるべきものです。今ここに出ている庭園部分と、二之丸御殿跡の整備というのがあって、庭園は他のような庭園のように整備をする。二之丸御殿については、遺構表示を全部行っていく。将来に向けて、全般的に行っていく。ただし、近代前庭部分の価値というものも無視できないので、それを撤去してまで二之丸御殿の遺構表示をするわけにはいかない。それはそれで、近代前庭の価値を認めつつ、それがわかるような整備をしていく。そ</p>

	<p>の時に重なった部分について、遺構表示と、近代前庭としての整備と、これをいかにうまくするか。ということです。結果的には、二之丸御殿の時の庭園と、近代の前庭とは、作庭の意図も異なってくると思いますから、そこに違いが、それぞれの時代のものに整備すると、違いが出てきて、それが明確に、観る人にもわかるようになる。こういう考え方になると思うんですけど。そういうことですね。</p>
丸山副座長	<p>麓委員に、うまく説明していただきました。そういうことを目指している、ということになるかと思います。事務局、そうですね。</p>
事務局	<p>お話された内容の通りです。ただ庭園が、前庭の部分だけでなく北園池にかかる部分についても、明治期に手を入れられている部分があります。それは遺構として遺して、活かしていくべきと考えています。今遺っている遺構について、さらに江戸期の状態に壊してまで戻すことは考えていません。その部分は調和させながら、ということも考えています。</p>
丸山副座長	<p>ありがとうございました。 今日は名勝担当の、文化庁から主任調査官が来られていますので、一言、二言、よろしく願います。</p>
平澤オブザーバー	<p>わかりました。詳しくは整備報告書の整理計画のところ、きちんと整理をされていると思いますけども。ここは近代を造るという話、今事務局から説明があったみたいで、ここは近代時代のところでいきましようというイメージで、最初、保存管理計画の時に議論をしました。その後、調査を進めると、北側の部分で、江戸時代のものが結構深いところであって、土が入っていたりしたんですね。以前、この全体整備検討会議でも、ご報告があったと思いますけども。東側のところは、軍の兵舎があったところで、いろいろ手が加えられています。名古屋大学の学生寮としても使っていたわけですけども、学生会館ですね。それが焼失した後に、昭和40年代焼失した後に、ここは公園施設として東側のところが芝生の広場になっていたりしますけども。空間で単純に分けられるもの、そういう状態ではないんですね。そういうことも全部含み込んで。大きくは文化・文政期の、その内容庭園が造られた、一番広大な回遊式庭園が造られたということをベースにしながら、近代以降の手が加えられたこと、現況の地盤面ですね。特に北側のほうにいくと江戸時代の面が、結構に下に出てくるものですから。江戸時代の庭園に、がんばって学術的に研究して戻そうということは、可能ではありますけども。そうすると、近代に行われた仕事すべて除去して、やっつけていかなければいけない。方法上あり現実的ではない議論が、重ねられてきましたので。</p> <p>先ほど、調和という言葉がごまかしではないかというご意見もありました。全体として、現代の鑑賞対象としての庭園ということ再現実していくということが、名勝の観点では重要ですので。もちろん過去の、遺構の保存を確実に図りつつ、ということにはなりますけども。地上部に出ている部分については、修理をしていくと。地下に埋もれている部分については、遺構を保護しながら、上に表現をしていく、ということになるかと思います。これだけ広大な部分ですから、場所、</p>

	場所によって状況が異なりますので、その点は進めながら、きちんと検証してやっていただければと思います。
丸山副座長	ありがとうございました。ちょうど1時間ちょっと経っていますので、ここで休憩しようと思います。11時15分まで休憩にします。今回の意見を踏まえて、庭園部会で検討をしていただくと、今年度末にまとまるように、報告書の策定をお願いします。
事務局	それでは10分程度、休憩をとらせていただきます。よろしくお願いいたします。15分から再開いたします。
	(休憩)
丸山副座長	15分になりましたので、そろそろ始めたいと思います。
	(3) 令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について
丸山副座長	それでは議題の説明、令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	<p>議題3、令和3年度の二之丸庭園の修復整備・発掘調査について、ご説明します。資料3-1をご覧ください。</p> <p>令和3年度の修復整備工事では、北園池護岸の修復を予定しています。先ほどの整備計画、あるいはこの計画である、二之丸庭園の保存管理計画書の中でも、もともとの名勝指定区域である北園池部分の修理・修復を優先して進めてきました。さらに、こちらを継続して進めていきたいと思っています。北園池は、三和土の護岸や、その上に石組や擬岩、さらに築山で構成されているなど、多岐にわたった要素があり、修理の対象が相互に関係しています。それらの修復対象を列記したものが、資料3-1、左側の修復対象の抽出にお示ししています。修復の手順については、右側の手順の検討の部分に書いています。資料3-1の修復箇所を示したものが、資料3-2になります。凡例にあるように、石組の修理、地割の修理、築山の修理、園路の修復など、多様な構成要素の修理を、お互いに関係させながら進めていく必要があります。この中で、令和3年度に行いたいと考えているものをお示ししたのが、資料3-3になります。資料3-3をご覧ください。北園池の中の修理箇所が、3か所あります。修理箇所Aが、権現山、庭園の中で一番高い山の麓の部分の、池に橋が架かっていましたが、その橋の橋台にあたるような部分の石です。その対岸側の部分が修理箇所Ⅱです。修理箇所Ⅲは、中島である赤坂山の対岸にあたる部分の石です。修理箇所Aについては、平成26年度に樹木を伐採していますが、その樹木の根株の腐朽が進み、空隙が生じています。景石を取り外し、腐朽している根株を除去し、改めて景石を再設置することを想定しています。修理箇所Bについては、景石の傾きなどについては、以前修理していますが、その下の三和土の擬岩の変異が確認されています。それを取り外して、改めて景石の基部を形成します。修理箇所Cについては、傾倒している景石を修理します。これらの修復について、今後</p>

	<p>庭園部会の先生方にお諮りしながら、事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>令和3年度の発掘調査については、学芸員からご説明します。</p> <p>資料3-4をご覧ください。令和3年度に予定している調査区については、灰色の区域を予定しています。調査の目的は、資料3-5をご覧ください。余芳東側の近世遺構確認のための調査を行いたいと考えています。余芳部分の発掘調査は、平成27年(2015年)の第3次調査で行っており、余芳の手水を確認しています。しかし、余芳東側の近世遺構の残存状況については、確認できていません。余芳の移築再建にあたって、周辺の復元整備を行うための検討材料とするための調査を行いたいと考えています。調査の規模は、横幅が15m、長さが26mの合計390㎡を予定しています。調査にあたっての留意点は、ここは現在芝生が貼られていますので、調査後に現況復旧を行います。また調査区の北端に樹木が3本、現況で書いています。こちらは、遺構の検出状況によっては、伐採する可能性があります。調査の最初は残して、調査を行います。</p> <p>資料3-6をご覧ください。議題2でも少し説明がありましたが、こちらの図は、青いところが現況図で、その下に薄く描いてあるのが御城二之丸図です。赤枠で示したところが、令和3年度調査予定地として考えているところです。黒い枠で示したところが、過去の調査区になります。</p> <p>余芳部分の発掘調査の成果について、スライドでご説明します。こちらが余芳の発掘調査区で、令和3年度の調査予定地として考えているのが、このあたりになります。平成27年度の余芳調査区の時には、余芳の手水と、兵舎の基礎、北池の東部の遺構を検出しています。こちらが余芳の手水の拡大の写真です。赤い部分、見にくいですが、赤く着色された三和土が検出されています。だいたい、こちらの方向で約80cmです。標高が12.95mのところ検出されています。次のスライドをお願いします。こちらは土層です。現況の地盤で、浅いところで1m、深いところで2mのところ近世の遺構面に達しています。令和3年度の発掘調査においても、そのくらいの高さのところ、近世の遺構面に達すると考えられます。次をお願いします。こちらは、御城御庭絵図と重ねたものです。この調査区の中で、飛石、延段、腰掛、四ツ堂が描かれているあたりにあたると想定しています。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
丸山副座長	ありがとうございます。質問、ご意見等ありましたら、お願いします。
高瀬構成員	余芳の位置は、手水から割り出したということですね。余芳の礎石などは、確認できなかったわけですね。
事務局	余芳に関する遺構として、確認されたのが手水になります。ほかは、兵舎の基礎によって破壊されていたので、手水のみ確認です。
高瀬構成員	手水から絵図を基に、南側に余芳があったというふうに推定できるわけですね。

事務局	<p>絵図に、余芳の南側に手水が描かれており、御城御庭絵図と比較した時に、あわせて発掘調査した時に池に東側護岸なども見つかっています。その護岸の位置関係や、手水の位置関係から推測すると、余芳の位置としては、手水の痕跡の北側であると推測しました。</p>
高瀬構成員	<p>わかりました。 今回発掘するところは、余芳の東側ということですけども。そこについても、江戸時代の姿に復元していこうという方針なんですね。そのための資料を得るために、調査をしたいということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
高瀬構成員	<p>わかりました。そういう説明をしていただくと、わかりやすいんですけども。お願いします。</p>
丸山副座長	<p>いかがでしょうか。 先ほど、ちょうど園路という話がありましたけども。うまくいくと、飛石とかそういうものが、出てくるかなと思います。それと余芳の手水のところです。ベンガラか何かわからないですが、赤い漆喰が使われていて、意外と派手と言いますか。そういう据え方もしています。これではちょっと赤が出てこないですけども。赤いのが出てきました。 ご質問、いかがでしょうか。それでは、今日いただいた意見を含めて、庭園部会で再度検討していただいて、全体整備検討会議にご報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。 議事は終わりましたので、あとは報告となります。事務局でお願いします。</p>
	<p>6 報告</p> <p>(1) き損地点等の追加調査について</p>
事務局	<p>先生方、ありがとうございました。 続いて、報告に移らせていただきます。次第にあるように、事務局より2点、ご報告があります。まず報告(1) き損地点等の追加調査について、ご報告します。</p>
事務局	<p>き損地点の追加調査について、ご説明します。資料4をご覧ください。先ほど議題(1)でお諮りした、西之丸展示収蔵施設のところの外構整備のことをお諮りしました。その整備に先立ち、き損した地点でもありますので、遺漏のないようにしておくという意味での調査をしているという、ご報告をさせていただきます。このき損地点ですが、き損した六番の蔵に加えて、不適切な施工事例があったことは、6月の全体整備検討会議でご報告しました。その時にお示しした資料が、資料4-1、4-2です。合計で5か所、不適切な施工事例があったと把握しています。その不適切な施工事例については、六番の蔵の現状変更申請とともに、調査を行うことにしました。資料4-3をご覧ください。六番御蔵推定地の第1調査区に加え、第2調査区から第6調査区</p>



	<p>までの調査を計画しました。これについては、資料4-1でご覧いただいた不適切な施工事事例に対応する調査です。近世の包含層等を掘削していない、ということを確認するための調査です。この調査自体については、以前お諮りして現在進めています。資料4-3の第4調査区、第5調査区については、現状変更で申請した調査内容では、今回の掘削が近世の包含層まで達しているかどうかを判断できませんでしたので、追加で調査しました。それに加え、資料4-2をご覧ください。</p> <p>④で、学芸員の立ち会いなく掘削が行われていたもの、というところで、グレーのトーンがかけてあるところがあります。こちらについて、き損等の検討委員会の先生方とご相談しながら、こちらが近世の包含層まで掘削が達しているかどうか検討していたところです。現在の表面観察では、限界があるということで、あわせて追加の調査をしようかというご意見をいただきました。先ほどお話しした第4調査区、第5調査区、今の④の地点について、さらに追加で調査をすることを計画しました。すでに申請して許可をいただいている、き損地点の調査等の計画変更という取り扱いでさせていただきましたので、今回、ご報告とさせていただきます。具体的な調査の内容については、資料の4-4以降をご覧ください。</p> <p>第4調査区については、写真をご覧くださいと、すでに現状変更をいただいて調査したところに加え、赤い部分について、今見えているところが、包含層と思われる土の上面までは達していますが、それが近世であるのか、近代であるのかといったところが、判断がつかせませんでした。さらに断ち割り調査をして、土の状況を確認する、という内容の調査です。第5調査区についても、同様に近世の包含層に達しているかどうかを確認するために、断ち割り調査を計画することです。④の不適切な施工事事例に対応する調査としては、資料4-5以降をご覧ください。こちらについては資料4-7に、調査区の位置等をお示ししました。第7調査区から第10調査区まで、それぞれの掘削が近世の包含層におよんでいるのか、どうか。遺構等におよんでいるかどうかを確認するための調査を、計画しています。それぞれの調査の内容については、まず赤線で示した広い範囲の表面を検出します。それに加えて、赤い網をかけた部分を若干深堀りし、見えている土が近世の土であるのか、近代の土であるのか、で調査を進めています。</p> <p>11月27日から、先ほどの断ち割り調査も含め、現地調査を始めたところです。今の時点で、結果についてご報告することはできませんけれども、まず、き損地点等の検討委員会の先生方に、内容をご説明し、現地等を確認していただいたうえで、結果については改めて、ご報告したいと思っています。</p> <p>議題1でお諮りした、整備等の計画の関係ですが、こちらの調査の結果をふまえて、何か対応が必要であれば、当然対応するということは、付け加えさせていただきたいと思います。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p>
事務局	今の説明に対して、ご質問などがありましたら、お願いします。
丸山副座長	次回の全体整備検討会議で、それは出てくるんですか。まだ出ないですか。1月に。

事務局	1 月以降に計画している全体整備検討会議では、結果も含めてご報告します。
丸山副座長	はい。
事務局	それでは、そのようにさせていただきます。 続いて、報告(2)です。木造天守基礎構造検討の考え方について、ご報告します。
事務局	<p>木造天守基礎構造検討の考え方について、ご説明します。基礎構造の考え方については、全体整備検討会議において、9月、10月にご議論、ご了解をいただきました。先般、文化庁へ赴いた際に、現状をご報告しました。その時に、ご意見をいただきましたので、ここでご紹介します。</p> <p>観覧者の安全確保については、文化庁が定める復元の基準にも定めがあることであり、配慮を謳うことは当然のこととして、遺構の保存を前提とするということに、十分配慮していただきたい。天守台は築石だけではなく、栗石、背面土で構成されるものであり、現在の天守台は江戸期から姿を遺す遺構であるが、戦後、天守再建時に、ケーソン基礎を打つなど手が加えられた事実があります。もうこれ以上、天守を傷めることがないような基礎構造とすることを、前提としていただきたい。</p> <p>以上の助言をいただいています。今後、先にこれを、調整会議でさまざまな角度からご意見をお聞きしながら、議論を進めていきます。全体整備検討会議、各関係部会にも適宜説明していきます。</p> <p>基礎構造の考え方についての報告は、以上です。</p>
事務局	ただ今の報告に対して、ご質問などがありましたら、よろしく願います。
赤羽構成員	資料か何かは、ないのですか。口頭だけですか。
事務局	申し訳ありません。今日は、資料は用意をしていません。口頭でのご報告とさせていただきます。申し訳ありません。
赤羽構成員	ペーパーは、いつ提示されるのですか。やはりこういうことは、口頭だけではなくて、ペーパーとして提示し、議論の根拠にするべきですよ。じゃないですか。どうですか。
事務局	<p>今後は、資料等を用意いたします。調整会議を、今調整していますが、準備しています。適宜、検討状況等、今後ご報告したいと思っています。その時には、資料もあわせて用意させていただきたいと思っています。</p>
赤羽構成員	この前も、文化庁の方に来ていただいて、いろいろ報告し、文化庁さんからもアドバイスをいただいたということですけども。例えば今、名古屋城の木造復元について、文化庁が決めている復元の基準なのか、

	<p>復元の基準に基づくものなのか。あるいは、復元的整備の基準に基づくものなのか。名古屋市としては、どういうふうに受け止めておられるのか。あるいは、恐縮ですけど文化庁さんとして、名古屋城の木造復元については、どういう基準の復元なのか、あるいは復元整備なのかというあたりのご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。まず名古屋市。</p>
事務局	<p>木造復元については、どういったかたちで考えていくのかということについて、名古屋市としては、遺された史料も豊富にあるので、現在文化財である石垣が遺っているということも、当然あります。ということもあり、復元で考えています。ただ、文化庁様とは、今後そういったところも含め、ご相談しながら進めていきたいと考えています。</p>
赤羽構成員	<p>すいません。文化庁さん、お願いします。</p>
山下オブザーバー	<p>ご指名ですので、文化庁の山下です。赤羽委員のご質問ですが、復元の具体的なことについて、正式に、文化庁へ名古屋市さんから申請等がある状況ではありません。現状では、既存の天守の解体について今、いただいたことについては、いろいろさらにご検討いただいている状況です。現状では名古屋市さんからは、私どもの復元の基準における復元でされたい、という話を聞いているところです。復元的整備という考え方もありますけども、名古屋市さんにおかれては復元を考えられている、と承知しています。復元にせよ、先ほどの文化庁のほうに先だって来ていただき、基礎構造の検討の考え方について、お話を承ったところです。基本的な考え方として、一般論としてお話ししますが、復元にしろ、復元的整備にしろ、これをあわせて復元等に、今回の基準に称しているところですが。基本として、人命、建てる建物なので、人命を、安全ということについては当然のことです。</p> <p>現存している遺構についても、これ以上、何と言いますか、現代の我々が新たに傷をつけるといったことは、ないと。ないということで考えていくと。これは、大きな原則です。</p> <p>もう少し言うと、人命の優先等についてももとよりのことです。熊本震災での熊本城、今いろいろ検討されているところですが。そのとおりかと、考えていますが。基礎構造、復元の全体のコンセプトのかなと思っっています。基礎構造に特化して、人命優先ということではないのかなと。もっと大きな次元における、基本的な考え方になるのではないかと思います。そのへんのことを、名古屋市さんに、打ち合わせの時にお話しさせていただきました。</p> <p>既存の天守台については、当然石垣の上の部分が過去の、戦災、RCの復元に際し、かなり上部部分が改変を受けている状況があります。かなり改変を受けている状況だと思っています。天守の遺構については、天守台として考えており、側の石垣だけではなく、栗石、中にある、ケーソンでかなり傷められています、盛土が、残存しているのではないかと思います。そういったことを含めた、総体としての天守台の遺構といったものの保全、保存が、特別史跡として大事であろうと考えています。過去からの履歴が、現代までの履歴があります。なるべく、必要な部分は修復していくことは、当然のことだと思いますが、新たな改変がなるべくないように、というのは基本的な考え方</p>

	になるのかと、意見を述べさせていただきました。という経過です。
赤羽構成員	ありがとうございました。
事務局	基礎構造の考え方については、2回の全体整備検討会議でご議論いただき、了解をいただいたところですが、今日のご意見も含め、過去の資料ともあわせて、石垣・埋蔵文化財部会の方々、天守閣部会の方々には資料を送付したうえで、調整会議の議論に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	報告の(2)については、以上といたします。 最後になりますが、次第の中に、5その他と記載しています。こちらについては、先般発生しました天守台における石材片および、モルタル片の落下について、ご報告します。
事務局	皆様に事前にお送りした会議次第には載っていませんが、天守台北面石垣における石材片および、モルタルの落下について、ご報告します。すでに報道等で、ご存知の方もいらっしゃると思います。10月9日から12日の間に、大天守台北面石垣から石材が落下しました。14日には、石垣面に付着していたモルタルが落下する事案がありました。落下を確認した後は、先に策定したき損再発防止対策を活かし、速やかに対応し、き損届を提出するという判断をしました。き損届を提出すると決定した以上、法に基づき届出期間を遵守することは当然ですが、10日以内に届出をすることができず、期間を大幅に過ぎてからの文化庁さんへの提出となりましたことを、深くお詫びいたします。 本件は、現在開会中の市会本会議においても、指摘されているところです。現在、事実関係を含めて詳細な調査を行っています。改めるべき点があれば、速やかに改善していきます。調査結果がまとまり次第、皆様にお知らせをするとともに、石垣・埋蔵文化財部会にも同様に対応していきたいと考えています。 落下した石材片とモルタル片を、スライドで映しますので、ご覧ください。こちらがモルタル片です。約8cm四方の大きさです。こちらが、石垣から剥離した石材片です。大きさは30cmから20cm、厚さが10cmくらいのもので落下しました。 ご報告は以上です。
事務局	赤羽先生、よろしくお願いします。
赤羽構成員	本来は、全体整備検討会議ですから、名古屋城で起きたことについては、実は先回の全体整備検討会議の以前に起こった出来事ですよ。先回の全体整備検討会議には提示されなかったし、き損委員会にも提示されなかったんですよ。これ、どう考えますか。遅ればせながら、今日、会議が開かれるのであれば、ここに落ちた物を持ってきていただく、というのが、本来のあるべき姿ではないかなと思います。皆さんにご覧いただく。これは、破片が大きいとか、小さいとか、あるいは不可抗力だとか、人為的だとかいう問題ではなくて、これからこの天守台の石垣をどう考えていくか。どう保全整備していくか、という

	<p>ことについて考えるべきです。無視できない課題です。そういうことで、全体整備検討会議の先生方に見ていただいて、いろいろご議論いただくということが、本来のこの全体整備検討会議のあり方ではないかと思えます。むしろ全体整備検討会議をあり方をスポイルする、そういうふうを考えざるを得ないですね。それは、やはりしっかり考えていただきたいです。先に起こったき損で、ちゃんと対策が作られていながら、文化庁さんへの届出が、1ヶ月以上遅れているというのは、信じられないことですね。名古屋城のために、みんな集まっていたいただいているわけですから。こういう場所で隠さずに、ちゃんとそういうものを提示していただく。議論の材料を提示していただく、ということをお願いします。</p>
事務局	<p>今回の件で、いろいろ関係部会にご報告が遅れましたことは、申し訳ありません。赤羽先生からもご意見がありましたので、今後報告すべき、どういことを報告するかも含めて、きちんと早い段階で報告できるようにしていきたいと考えています。</p>
小濱構成員	<p>石が崩れてきた、原因をはっきりしてもらいたいですね。原因を、調査をきちんとしていただいて。原因によっては、これから天守の石垣が、だんだん崩れてくる、そういう可能性もあるので、そこらをはっきりしてもらって。もしそういうものがあるのなら、それなりの対策を石垣・埋蔵文化財部会で考えてもらう。原因の追究をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>天守台の石垣に関しては、現在現況調査を継続して行っています。火を受けて、劣化が進んでいるところもあります。そういったところが原因かと、推測していますけども。調査した成果と、さらに突き合わせて、原因についても検討します。それに加えて、天守台については何らかの保全の方針を、考え方を示す方向で進めています。こういったことも含め、ご報告したいと思っています。</p>
麓構成員	<p>スライドを拝見すると、間詰石が欠落したのか。あるいは築石のあるところが剥離して、転落したのか。これだけでは、わかりにくいんですけど。時に今、話題になっている天守台ということで、こういうことがあると、重視されると思いますけど。名古屋城全体の石垣に、これは関わることだと思います。そういうものが、間詰石が落ちたり、あるいは一部表面劣化した部分が剥落するということは、当然名古屋城全体の石垣で言えば、あるとは思いますが。き損届を出すうえでの、大きさによるのか。このくらいのことであれば、き損届を出さないといけないとか。それはともかく、大きさに関わらず、なんでもかんでも、そういうものはすべてき損届を出さないといけないのか。それがはっきりしないと。この程度ならいいかと思っていたのが、だめだったとかいうことに、今後なりかねないので。そういう基本、き損届を出す方針というか、その境目はどこなんだろうね。どうなんだろうね。</p>
山下オブザーバー	<p>またご指名を受けましたので。どういった範疇のものを、き損届として出す必要があるのか。ということについては、基本的な考え方と</p>

	<p>しては、文化財そのものがき損した場合、提出するという事です。指定要件になっている文化財。石垣であり、構台といったものが、き損した場合は出さなければなりません。ただ破片では、石垣の場合は、間詰石が1石落ちた、築石が数石落ちた、全体に大きく落ちた。程度の軽いものについて、どうするかは判断が分かれるところです。随時文化庁にご相談いただければ、と思います。例えば、天守台石垣の、握りこぶしに満たないような小さな石が落ちた場合、天守台石垣から本当に小さい石垣の面が落ちた。それが非常に文化財として大事なものだ。その場合、握りこぶしの石とは、価値が全く違います。将来的な判断基準にならざるを得ないですけども。ご相談いただければと思いますし、その前に、特別史跡で管理されているところにおいて、考え方として整理をしていただくと。これくらいであれば、電話の報告で済むのではないか。この程度であれば、書面でもって法令上に則したかたちで書類等を出さなければならぬといった、ある程度考え方を整理していただくと、間違いがないのかなと思います。</p> <p>あとそのほか、名古屋城は特別史跡範囲が広いので、いろいろところで木が折れたり、史跡整備の中で、例えば御殿に落書きをされる、とかいうことも考えられます。公園の木が台風で折れた時にどうするか。さまざまなことがあります。そういった場合にき損届を提出するかどうか。管理をされる側からすると、そういったものをすべてき損と、把握する場合があります。それも含めて、名古屋市さんが、名古屋城に関して、こういった場合をき損と捉え、法令上に基づくき損届をお出しになるか、どうか。必要があるかどうか、ということ少し市のほうで考え方を整理をされるのが、一番いいのかなと思います。</p>
平澤オブザーバー	<p>補足なんですけども。法令に定められているき損届ですが、き損が生じた日ではなくて、き損を発見した日です。誤解のないようにしていただきたいのですが、365日、膨大な名古屋城の隅々まで、すべて点検して毎日、異常がないかとか、そういうことは求められていませんので。特に今回、天守台のところで生じたことですから、き損とか、生じたら発見しやすい状況でしたから。先ほど麓先生が言われたように、膨大な面数の石垣において、こういうことは通常生じ得ることだと想定はされますので。それは、随時点検をしていただきながら、き損が生じていると。先ほど山下が説明したように、き損が生じていると確認されたら、その取り扱いをご相談していただきたい、ご報告していただきたい、ということだと思いますけど。</p>
事務局	<p>山下調査官、平澤調査官から貴重なご意見をいただきました。単なる事実関係の調査にとどまらず、市としての基準など、そういうものについても検討しながら、考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>本件については、よろしいでしょうか。 本日の予定していました報告は、以上です。以上を持ちまして、本日の全体整備検討会議を終了いたします。皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。</p>